

仮訳

1979 年食品法に基づき制定する
保健省告示
(第 449 号) 2024 年
件名 残留有害物質を含有する食品(第 4 版)

残留有害物質を含有する食品に関する保健省告示を改正増補することが適切であるため、1979 年食品法の第 5 条の第 1 段落、第 6 条の(2)、(3)、(8)及び(9)の権限に基づき、保健大臣が以下の通り告示する。

第 1 条 1979 年食品法に基づき制定する 2020 年 9 月 25 日付の保健省告示(第 419 号)2020 年、件名「残留有害物質を含有する食品(第 3 版)」により改正増補された、2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の第 4 条の内容を廃止し、以下の内容に置き換える。

「第 4 条 残留有害物質を含有する食品の基準を設定し、本告示付属書中の付表 1 に記載する 1992 年有害物質法に基づく第 4 種農薬危険物質が検出されることを禁じる。その他の種類の農薬危険物質については以下の通りとする。

(1) 検出される有害物質の最大残留基準値(Maximum Residue Limit; MRL)が、本告示付属書中の付表 2 に定められた値を超えないものとする。

(2) 本告示付属書中の付表 2 に有害物質の最大残留基準値(Maximum Residue Limit; MRL)が定められていない場合、コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme)の規定を超えないものとする。

(3) (1)及び(2)以外の場合、検出される食品 1 キログラム当たりの残留有害物質の値が、動植物に関する一律基準(default limit)である 0.01 ミリグラムを超えないものとする。ただし、本告示付属書中の付表 3 に植物への一律基準(default limit)が定められている場合を除く。

(4) 外因性最大残留基準値(Extraneous Maximum Residue Limit, EMRL)が検出されないこと。ただし、本告示付属書中の付表 4 で規定されている場合を除く。付表 4 以外の場合、コーデックス委員会(Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme)の規定を超えないものとする。

(5) 加工食品に対して、(1)、(2)又は(4)の規定値を超えないものとする。加工食品に対する個別の規定がない場合は、農業原材料において検出される残留有害物質がそれぞれ(1)、(2)、(3)又は(4)に基づく規定値を超えないものとする。ただし、加工食品の残留有害物質量が農業原材料の残留有害物質より超えるような製法による場合は、販売目的の製造者又は輸入者が農業原材料における残留有害物質量が(1)、(2)、(3)又は(4)に適合することを立証する責任を負うこと。

第 2 条 以下の内容を、2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の第 4/1 条として追加する。

「第 4/1 条 本告示付属書中の付表 1 に基づく第 4 種農薬危険物質が検出された食品を、製造、輸入又は販売禁止食品とする。」

第 3 条 2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の付属書中の付表 2 最大残留基準値(Maximum Residue Limit, MRL)の No.3 カルバリル(carbaryl)のマンゴスチンにおける最大残留基準値を廃止し、以下の内容に置き換える。

No.	農薬危険物質	残留毒素の種類	食品の種類	最大残留基準値 (食品 1 キログラム当 たりのミリグラム)
3	カルバリル (carbaryl)	カルバリル	マンゴスチン	20

第 4 条 2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の付属書中の付表 2 最大残留基準値(Maximum Residue Limit, MRL)」の農薬 No.21 チアメトキサム(thiamethoxam)、1979 年食品法に基づき制定する 2018 年 9 月 24 日付の保健省告示第 393 号(2018 年)、件名「残留有害物質を含有する食品(第 2 版)」により改正増補された、2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の付属書中の付表 2 「最大残留基準値(Maximum Residue Limit, MRL)」の No.47 イミダクロプリド(imidacloprid)及び No.53 ジノテフラン(dinotefuran)に対して、以下の通り食品の種類を追加し、最大残留基準値を規定する。

No.	農薬危険物質	残留毒素の種類	食品の種類	最大残留基準値 (食品 1 キログラム当 たりのミリグラム)
21	チアメトキサム (thiamethoxam)	チアメトキサム	パイナップル	0.01
		クロチアニジン (clothianidin)	パイナップル	0.01
47	イミダクロプリ ド(imidacloprid)	イミダクロプリド及 び 6-クロロピリジニ ル部分 (6-chloropyridinyl moiety)から成るメタ ボライトの合計値に よるイミダクロプリ ドの分析結果に換算	パイナップル	0.15
53	ジノテフラン (dinotefuran)	<u>植物:</u> ジノテフラン <u>動物:</u> ジノテフラン、1-メチ ル-3-(テトラ-ハイド ロ-3-フリルメチル) 尿素(1-methyl-3- (tetrahydro-3- furylmethyl) urea)の 合計値によるジノテ フランの分析結果に 換算	パイナップル	0.15

第 5 条 2017 年 8 月 18 日付の保健省告示第 387 号 2017 年、件名「残留有害物質を含有する食品」の付表 2「最大残留有害物質質量(Maximum Residue Limit, MRL)」の No.54 フルオピラム(fluopyram)及び No.55 トリフロキシストロビン(trifloxystrobin)に対して、以下の通り農薬危険物質、残留毒素の種類、食品の種類を追加し、最大残留基準値を規定する。

No.	農薬危険物質	残留毒素の種類	食品の種類	最大残留基準値 (食品 1 キログラム当 たりのミリグラム)
54	フルオピラム (fluopyram)	フルオピラム	マンゴー	1
			リュウガン	2
55	トリフロキシス トロビン (trifloxystrobin)	トリフロキシストロ ビン	マンゴー	0.9
			リュウガン	1.5

第 6 条 1979 年食品法に基づき制定する 2020 年 9 月 25 日付の保健省告示(第 419 号)2020 年、件名「残留有害物質を含有する食品(第 3 版)」の付属書中の付表 5 の表項目における「食品中の残留毒素の種類」を廃止し、以下の内容に置き換える。

「農薬危険物質」

第 7 条 本告示を官報告示日の翌日より施行する。

2024 年 5 月 20 日告示

ソムサック・テープスティン

保健大臣

【免責条項】

この日本語訳は、タイ政府による公式日本語訳ではなく、情報提供を目的に、ジェトロバンコク事務所が作成した非公式なものです。正確性を保証するものではありませんので、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロおよび執筆者は一切の責任を負いかねますのでご了承ください。

原典については、下記をご覧ください。本 URL は 2024 年 6 月 25 日時点で有効であることを確認しておりますが、今後 URL が変更・削除される可能性もございます。

(ウェブページ)

<https://ratchakitcha.soc.go.th/documents/31319.pdf>